

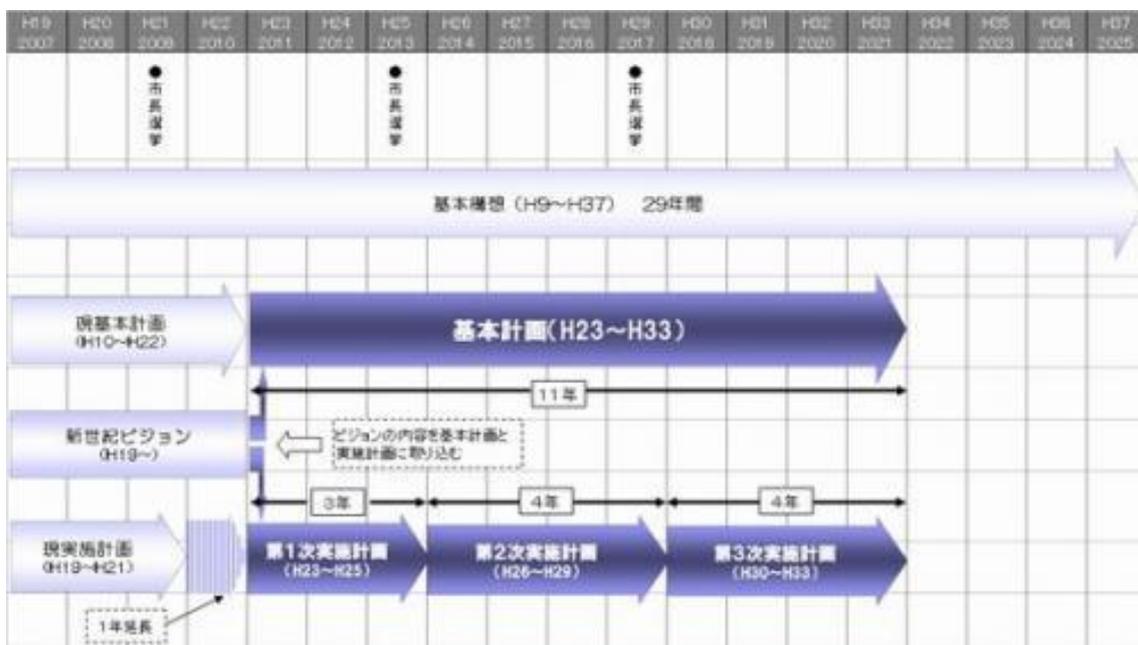
## 基本計画策定要領（概要）

### 1 基本計画の期間と構成

#### （1）計画の期間

新たな基本計画の策定にあたり、実施計画の計画期間を市長選挙の翌年度から原則4年に見直し、基本計画の計画期間は実施計画3回分とします。

ただし、第1次の実施計画は、開始年度を基本計画と合わせるため、変則的に3年間となり、これにより基本計画の計画期間は平成23年度から33年度までの11年間とします。



#### （2）計画の構成

現在の基本計画と同様に全5章の構成とし、次のような見直しを行います。

また、現基本計画では、できるかぎり具体的な事業例を記載していますが、より速く、より大きく変化する環境に対応していくため、新たな基本計画では具体的な事業例は記載せず、実施計画の中で具体的な記載を行います。

##### 1) 基本部分の見直し

第1章「社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題」、第2章「計画の条件」については、全面的に見直します。

施策体系を示した第4章「まちづくり政策」および第5章「まちづくりの推進姿勢」については、基本構想で定める「まちづくり政策の目標・まちづくりの推進姿勢（大柱）」を生かしつつ、政策（中柱）と施策（小柱）の内容を見直し、施策体系を再構築します。

## 2) 重点分野の見直し

重点プロジェクトを示した第3章「まちづくりの戦略構想」については、基本構想の「まちづくりの基本戦略」の方針を踏まえ、新世紀ビジョンの4つの将来像（1. にぎわいを生む社会 2. 新しい芽が伸びゆく社会 3. 長寿を楽しめる社会 4. 安全で安心して暮らせる社会）の内容を取り込みつつ、重点政策として再構築します。

現基本計画		新たな基本計画（見直しの方向性）	
第1章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題</li> <li>・ 時代潮流、本市の課題</li> </ul>	第1章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全面的に見直し</li> </ul>
第2章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画の条件</li> <li>・ 人口、産業、土地利用など</li> </ul>	第2章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全面的に見直し</li> </ul>
第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくりの戦略構想</li> <li>・ まちづくり戦略プラン</li> <li>・ 広域的な連携プロジェクト</li> </ul>	第3章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本構想で定める「まちづくりの基本戦略」の方針を踏まえ、新世紀ビジョン（4つの将来像）の内容を取り込みつつ、重点政策を再構築</li> </ul>
第4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくり政策</li> <li>・ 施策体系（大柱-中柱-小柱）</li> </ul>	第4章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本構想で定める「大柱（まちづくり政策・まちづくりの推進姿勢）」を生かしつつ、「中柱」と「小柱」を見直し、施策体系を再構築</li> </ul>
第5章	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ まちづくりの推進姿勢</li> <li>・ 施策体系（大柱-中柱-小柱）</li> </ul>	第5章	

## 2 基本計画の基本的な考え方（計画の性格）

新たな基本計画は、次の3つの基本的な考え方をもった計画とします。

現基本計画に対する評価や新たな視点を踏まえ、基本構想に掲げた崇高な理念のもとに、横須賀市の新世紀において歩むべき方向を示す新たな基本計画とする。

少子高齢化、人口減少、厳しい財政状況など、様々な制約がある中で、喫緊の課題への対応もさることながら、10年後・20年後においても、明るく希望の持てる「元気な横須賀」であるために、選択と集中により、重点的に取り組まなければならない政策の方向を示す計画とする。

さまざまな地域社会の担い手との相互連携や役割分担を推進し、それぞれがまちづくりの主体として、効率的・効果的に機能し合う協働社会を見据えた計画とする。

### 3 策定体制とスケジュール

#### (1) 庁内の体制

計画策定にあたっては、庁内プロジェクトチームを中心に全庁的な取組みとして骨子案・素案の策定を行い、総合計画審議会への諮問・答申を経て、市議会の議決により計画を決定します。

#### ▽庁内プロジェクトチーム（平成 20 年度～22 年度）

各部局から 1～3 名、合計 38 名

計画・総務担当課の主査、その他の課の担当者級から選任

#### ▽総合計画審議会（平成 21 年度～22 年度）

市議会議員、市民、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者及び市職員のうちから 40 名以内を委嘱（「総合計画審議会条例」に基づく）

#### (2) 市民参加の手續

広く市民の皆様の意見を聴取し計画に反映させるため、以下の市民参加の手續を実施します。

▽市民アンケート：15 歳以上の市民 5,000 人（平成 20 年度）

▽子どもアンケート：市内小中学校の児童生徒 2,265 人（平成 20 年度）

▽団体等へのヒアリング：市内 7 団体（平成 20 年度）

▽広報等を活用した基本計画骨子案に対する市民意見の聴取（平成 21 年度）

▽基本計画原案に対するパブリック・コメント手續の実施（平成 22 年度）

#### (3) 策定スケジュール

##### ■平成 20 年度

アンケート調査やヒアリング調査、これまでの行政評価の結果などの基礎資料を参考にしながら、庁内プロジェクトチームにおいて仮施策体系を策定  
部局との調整を行った上で『基本計画骨子案』を策定

##### ■平成 21 年度

広報等を活用して骨子案に対する市民意見を聴取し『基本計画素案』を策定  
総合計画審議会および庁内プロジェクトチームで基本計画素案を審議

##### ■平成 22 年度

総合計画審議会の答申を受けて『基本計画原案』を策定  
基本計画原案に対するパブリック・コメント手續を実施  
『基本計画案』を策定し議会に議案提出